

玉掛業務従事者安全衛生教育(再教育) 開催ご案内

労働安全衛生法第 60 条の 2 第 1 項において、安全衛生の水準の向上を図るため、危険有害な業務についている者に対し、安全衛生のための教育を行うよう努めなければならないと規定されています。

同法第 60 条の 2 第 2 項に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」及び平成元年 5 月 22 日付け基発第 247 号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」により、玉掛技能講習修了者に対して 5 年ごと等に「玉掛業務従事者安全衛生教育」を行うよう努めなければなりません。

北海道労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会北海道支部

<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員

開始時刻の 10 分前までに受付をしてください。

令和 6 年 4 月 15 日 (月) 9:15～15:25 【定員 30 名】

会場：檜山建設会館（〒043-0055 檜山郡江差町字円山 299-15） TEL0139-52-1813

2. 講習科目

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 最近の玉掛用具等の特徴（最近の玉掛用具） | 1 時間 00 分 |
| ② 玉掛用具等の取扱いと保守（取扱いと保守） | 2 時間 30 分 |
| ③ 災害事例及び関係法令（災害事例等） | 1 時間 30 分 |
| ④ 講習時間合計 | 5 時間 00 分 |

3. 時間割

時間	9:15～9:20	9:20～12:00	12:00～12:45	12:45～13:45	13:55～15:25
項目	オリエンテーション	最近の玉掛用具 取扱いと保守 (休憩 10 分)	昼食休憩	取扱いと保守	災害事例等

4. 受講対象者

玉掛技能講習修了者

5. 受講料

受講料(教材費込み) 10,670 円 (消費税込み)

6. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「玉掛業務従事者安全衛生教育修了証」を交付します。

7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更されている方は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証(住所が記載されているもの)等
外語籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 1枚」(縦3.0 cm×横2.5 cm)
正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は不可。)
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「受講資格を証明する書類」
「玉掛技能講習修了証」の写し(表裏の両面)を提出してください。安全衛生教育(再教育)修了証は、「受講資格を証明する書類」に該当しませんのでご注意ください。
- ⑥ 「修了証郵送料(244円分の切手)」(現金での納付はできません。)

8. 申込先

建設業労働災害防止協会 江差分会
〒043-0055 檜山郡江差町字円山 299-15 檜山建設会館内
TEL 0139-52-1813 FAX 0139-52-2721

9. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りですが、定員に達した場合は受講受けを終了しますのでご了承ください。(受け締切り後に届いた申込書等は返却します。)
- ② **原則として受け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。(他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ③ 証明写真(カラー、縦3.0 cm×横2.5 cm、裏面に氏名記入) 1枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
- ④ 受講者が30名以上となる場合は、個別開催に応じますのでご相談ください。

10. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はありません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められませんので、講義中に座席を離れないようにしてください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。
昼食休憩時間は45分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等を机の上に置いて、水

分補給を行うことができます。

⑧ 会場は禁煙です。講義中は座席を離れないようにしてください。

11. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

12. その他

① 駐車場スペースには限りがありますので出来るだけ乗り合わせてお越しください。

② **申込方法は、直接窓口へ持参と現金書留の 2 点**となります。

(1) 直接持参

申込書、証明写真 1 枚、244 円分の切手、受講料を持参してください。

※受付担当者が不在の場合がございますので、事前にご連絡ください。

(2) 現金書留

郵送前にご確認の為、江差分会事務局までご連絡ください。

確認後 (1) 同様の必要書類を現金書留封筒に入れ郵送してください。

受講人数が多く全て入らない場合は、受講料は現金書留、その他は普通郵便で郵送してください。

【申込受付期間】 令和 6 年 3 月 15 日 (金) ～ 3 月 29 日 (金)

※受講申込者が少数の場合、講習を中止することがありますので予めご了承ください。

※期間前の受付はお受けできませんので予めご了承ください。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※欄は記入しないで下さい。

※受付 第 号

カラー写真1枚
縦3.0×横2.5
この欄には糊付け
せず、写真裏面に
氏名を記入して
提出して下さい

玉掛業務従事者安全衛生教育(再教育)受講申込書

ふりがな			性別	生 年 月 日
氏 名			男	昭和 年 月 日
			女	平成 (満 歳)
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(○印)	有 無	併記を希望する氏名又は通称	
住 所	〒 - 日中連絡の取れる電話(携帯等) () -			
所 属 事 業 場	住所	〒 -		
	事業場名			
	連絡担当者	所属部署 職氏名	電話 () -	
受講資格	「玉掛技能講習修了証」の写し(表裏の両面)を添付してください。			
修了証等の送付先	修了証等を送付する場合は、申込者住所へ郵送します。他住所への郵送を希望する場合は、郵送先を記入してください。	〒 -	電話 () -	
			受講日	第1回 4 月 15 日

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日 申込者
(受講者氏名)

- (注) 1 この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
2 写真(縦3.0cm・横2.5cm)1枚と「玉掛技能講習修了証」の写し(表裏の両面)を添付してください。
安全衛生教育(再教育)修了証は、「受講資格を証明する書類」に該当しませんのでご注意ください。
3 申込書に記入いただいた個人情報、講習のために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。

【受講申込書提出先】 〒043-0055 檜山郡江差町字円山299-15 檜山建設会館内 (Tel.0139-52-1813)

建設業労働災害防止協会北海道支部江差分会(略称:建災防北海道支部江差分会)

【※事務局記入欄】

修了証番号		号
修了証 交付年月日	令和 年 月 日	

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する玉掛業務従事者安全衛生教育(再教育)は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっておりますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

〈主な支給要件〉

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の18.5/1000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

〈助成額〉

1. 経費助成
 - ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の3/4
 - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の7/10
35歳以上 支給対象費用の9/20
2. 賃金助成
 - ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たりの日額 8,550円 [9,405円]
 - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たりの日額 7,600円 [8,360円]※〔 〕内は受講生が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価
3. 賃金向上助成・資格等手当助成
上記の支給決定後、賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合は、助成額が増額される場合があります。詳細については労働局にお問い合わせください。
なお、生産性向上助成は廃止となり令和5年度以降の支給申請に適用されません。令和4年度までの支給決定に係る経過措置については労働局にお問い合わせください。

〈その他留意点〉

1. 支給申請書の提出
講習終了の翌日から起算して2ヶ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問合せ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係
札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話 011-738-1043

※ この助成金を申請する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3F 電話 011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問合せについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。